

## 高松市立学校における「学校と教師の業務の3分類」に関する取組

令和8年4月1日現在

## ア 学校以外が担うべき業務

\* 学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講ずる

※以下の表の左端欄は国指針(第3節 教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置)本文より抜粋

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>教育委員会が中心となり、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築すること。</p> <p>なお、学校の日課表等において定める児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとする。</p> <p>また、教育職員の勤務時間より前又は児童生徒の下校時刻より後の時間帯に、学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、地方公共団体は、保護者又は地域住民その他の関係者の参加を得て、学校以外が管理を行う体制を構築すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会を通じた学校の働き方改革の理解促進</li> <li>・スクールガード・リーダーによる学校の登下校時を中心とした巡視活動や地域の学校安全ボランティア等の指導</li> <li>・高松市放課後児童クラブ、民間児童保育による、授業終了後の適切な遊びや生活の場の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材による登下校時の見守り活動や放課後等の校区内の見回り活動</li> <li>・環境整備、土日の灌水等における、地域人材の積極的な活用の推進</li> <li>・教育委員会から地域や保護者へ、本計画の趣旨の周知と理解と協力の依頼</li> <li>★日直当番業務の見直しとともに校舎の施錠時刻を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫の推進</li> </ul>
②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年育成委員や少年育成センター職員等による登校時や下校時の学校周辺及び量販店、商店街などの巡回・補導</li> <li>・少年育成委員制度の委嘱対象者の見直し（教員を除外）と例規改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい少年育成委員制度の定着による、教員の業務負担軽減</li> </ul>

③学校徴収金の徴収・管理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>地方公共団体又は服務監督教育委員会は、学校徴収金の種目ごとに地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れることが適切かどうかを検討した上で、学校給食費その他の公会計化が適切な学校徴収金の公会計化を行い、その徴収及び管理を行うこと。</p> <p>また、直ちに公会計化を行うことが困難であり、又は適切でない学校徴収金については、当該学校徴収金の目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなどの方法によるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食費の公会計化</li> <li>学校徴収金マニュアルの策定と学校への周知徹底</li> <li>就学援助費の保護者への直接振込</li> </ul>	<p>★特別支援教育就学奨励費の取扱いについて、学用品通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品費の定額支給を行う保護者への直接支給</p>
④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域学校協働活動の推進</li> <li>モデル校における地域学校協働活動推進員の委嘱による活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域学校協働活動推進員等を中心とした、地域住民による昼休みの見守り活動や、児童生徒の地域行事等への参画</li> </ul>
⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>服務監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情及び要求等に対応できる体制を構築すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高松市スクールロイヤー学校法律相談事業の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高松市スクールロイヤー学校法律相談事業の活用（ハラスメントに関する対応を含む）</li> </ul>

## イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

\* 学校における教師以外の担い手のこれらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講ずる

※以下の表の左端欄は国指針(第3節 教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置)本文より抜粋

⑥調査・統計等への回答	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会への提出文書や調査の削減</li> <li>・Logo フォームの活用（手続き等の電子化）</li> <li>・提出様式の見直し（公印の要否等）</li> <li>・出勤簿の電子化</li> <li>・校務支援システムの導入や ICT 環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★市の調査・通知・提出物の見直し（紙媒体での回答を削減）</li> <li>・校務支援システムの機能追加による業務の効率化</li> <li>・教員業務支援員等が中心となって取りまとめを行うことを推進</li> </ul>
⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託も検討すること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校ブログの効果的な活用による、学校からの各種便り等の見直しの推進</li> </ul>
⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び情報通信技術支援員が中心となって行いつつ、地域の実情に応じ、民間事業者等への委託も積極的に検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT 支援員等の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT 支援員等の積極的参画による教育職員の事務負担軽減</li> </ul>
⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、その管理業務については、地方公共団体の関係部局とも連携しながら、民間事業者等への委託等のほか、特に学校プールや体育館等を地域住民等に開放する場合には、指定管理者制度の活用その他の方法を積極的に検討すること。</p> <p>また、学校の職員が学校プールの管理を行う場合には、例えば、自動で給水を止めるためのシステムの導入等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備することを積極的に検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開放された学校施設の管理及び利用方法の指導は、管理指導員が利用者に行う。</li> </ul>	

⑩校舎の開錠・施錠	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備すること。</p>		<p>・日直当番業務の見直しとともに校舎の施錠時刻を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫の推進</p>
⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。</p>		<p>・学校の職員等の輪番等による負担軽減の促進</p>
⑫校内清掃	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。</p>		<p>・校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減の促進</p>
⑬部活動	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高松市部活動ガイドライン」の策定と周知徹底</li> <li>・高松市小中学校運動部活動等講師派遣事業の活用</li> <li>・部活動指導員派遣の拡充</li> <li>・「高松市地域クラブ活動基本方針」の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★部活動の地域展開</li> <li>★指導者の確保に向けて、地域への広報活動に努める。</li> </ul>

## ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

\* その他の教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講ずる

※以下の表の左端欄は国指針(第3節 教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置)本文より抜粋

⑭給食の時間における対応	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施すること。その際、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、負担軽減を促進すること。		・学校生活支援員等の専門スタッフの補助による教育職員の負担軽減を促進
⑮授業準備	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフを中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進すること。	・校務支援システムへの機能の追加を行う等、校務 DX の推進による業務の効率化 ・教員業務支援員や ICT 支援員等の専門スタッフの配置、活用	
⑯学習評価や成績処理	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフを中心となって行うとともに、デジタル技術の活用を促進すること。 また、入学者選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進すること	・校務支援システムへの機能の追加を行う等、校務 DX の推進による業務の効率化 ・教員業務支援員や ICT 支援員等の専門スタッフの配置、活用 ・香川県公立高等学校入学者選抜試験でインターネット出願実施	・AI 型学習ドリルの導入、活用による採点業務等の軽減
⑰学校行事の準備・運営	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討すること。	・教員業務支援員や ICT 支援員等の専門スタッフの配置、活用 ・共同学校事務室による学校事務の効率化の促進	

⑩進路指導の準備	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の事業による職場体験学習のサポート（児童生徒と地域企業を結ぶ取組）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シビックプライド醸成事業「高松プライドプロジェクト」の実施</li> <li>★職場体験の場の一つとして「ゆめマルシェ」の実施</li> </ul>
⑪支援が必要な児童生徒・家庭への対応	令和7年度までの取組実績	今後の取組予定 ★は重点事項
<p>児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活支援員、校内サポートルーム支援員、教員業務支援員、英語指導補助員、日本語指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置による教師との協働促進</li> <li>・日本語初期指導教室の設置</li> <li>・医療的ケア児に対応する看護師の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★日本語初期指導教室の拡充</li> <li>★日本語指導員派遣の拡充</li> </ul>
<p>特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「虹の部屋」「みなみ」「なないろ」「しずく」等の教育支援センターの拡充や民間施設等関係機関との連携による児童生徒の居場所作り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★高松市校内サポートルームの設置と支援員の配置</li> <li>・教育支援センター支援員の拡充</li> </ul>